

議案第10号

新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例（昭和58年新座市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（対象者）</p> <p>第3条 この条例による医療費の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び規則で定める社会保険各法（以下「医療保険各法」という。）による被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障がい者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）</p> <p>ア [略]</p> <p><u>イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者</u></p> <p><u>ウ 他の市町村長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者</u></p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>キ [略]</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ [略]</p> <p>コ [略]</p>	<p>（対象者）</p> <p>第3条 この条例による医療費の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び規則で定める社会保険各法（以下「医療保険各法」という。）による被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障がい者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>キ [略]</p> <p>ク [略]</p>

<p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>本市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者</u></p> <p>(4) <u>市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>他の地方公共団体が実施する医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者</u></p>	<p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
--	---

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例第3条第1項第1号イ及びウ、第3号並びに第4号の規定は、この条例の施行の日以後に入居又は入所をした者について適用し、同日前に入居又は入所をした者については、なお従前の例による。

令和6年2月28日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

重度心身障がい者医療費の支給の対象者を改めるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。